

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年4月17日（平成29年（行情）諮問第144号）

答申日：平成30年3月13日（平成29年度（行情）答申第517号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（計242頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月21日付け大局調査一第666号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙に掲げる部分の開示等を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

##### （1）別紙の1の①について

黒塗り部分には、個人名と住所・法人における地位以外の情報が含まれている可能性があること。

##### （2）別紙の1の②の部分について

不開示理由①及び③による不開示部分は膨大で連続した部分が多い。これらは情報を細分化すれば不開示事由該当性がなくなる部分が多いと予想される。また処分庁の日付などは既に審査請求人に公開され、又は公知のものとなっている情報が相当含まれている。

##### （3）別紙の1の③の部分について

処分庁の不開示理由と不開示部分の対照は不明確で反論権を制約されるため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年11月21日付け大局調査一第666号により、本件対象文書の一部には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること、③開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当すること及び④税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、同号イに該当することを不開示の理由として一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、別紙の1に掲げる部分について開示を求めていることから、以下、原処分で不開示とした部分（以下、第3において「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち処分庁が法5条1号に該当するとした部分（以下、第3において「本件不開示部分1」という。）には、特定個人の氏名及び役職名の記載並びに特定個人の印影が表示されており、これらの情報は特定の個人が識別できる情報に該当することから、同号の不開示情報に該当すると

認められる。

イ 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

原処分で法5条2号イの不開示情報に該当するとして不開示とした部分（以下、第3において「本件不開示部分2」という。）の不開示情報該当性について検討する。

- (ア) 本件不開示部分2には、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報であり、これらを公にした場合には、特定法人の秘匿すべき財務情報等が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- (イ) 本件不開示部分2には、法人及び法人代表者の印影が表示されており、これらの印影は、作成された書類の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを公にした場合には、当該印影が偽造・悪用されるおそれがあり、その結果、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- (ウ) 本件不開示部分2には、特定法人の代理人に関する情報が記載されており、当該情報は、代理人である事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、これを公にすることにより、当該個人の事業内容等に関する情報が明らかとなり、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。
- (エ) 本件不開示部分2には、特定法人が審査請求書とともに提出した添付書類に関する情報が記載されており、当該情報は、特定法人の経営及び税務に関する方針を示すものであると認められ、これを公にした場合には、特定法人の経営及び税務に関する方針の一端が知られるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記（ア）から（エ）までの不開示部分については、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

我が国においては、申告納税制度が採用されているところ、国税庁は納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することをその使命としている。そのため、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないように、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対しては、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正することとしている。

また、税務職員は、国家公務員法100条の守秘義務とともに、国税通則法126条により、国家公務員法より重い守秘義務が課されている。これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要である。

本件不開示部分のうち、本件不開示部分1及び本件不開示部分2は、上記ア及びイのとおり、特定個人及び特定法人に係る不開示情報である。

そして、これらの情報を公にした場合、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安心して税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

#### エ 法5条6号イ該当性

法5条6号イは、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち処分庁が法5条6号イに該当するとした部分には、特定法人から提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等が記載されており、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

当該不開示部分を開示することにより、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

#### (3) 結論

以上のことから、本件不開示部分については、法5条1号、2号イ並

びに6号柱書き及びイの不開示情報に該当すると認められるため、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当である。

## 2 補充理由説明書

(1) 法5条6号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

(2) 5頁目から24頁目まで、26頁目及び104頁目から123頁目までの不開示部分は、通常公表されることがない特定法人等の個別具体的な事業活動や取引内容等の情報であって、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点に係るもの等と認められ、当該部分が公にされた場合、国税当局の思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者においては不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イの不開示情報にも該当すると認められる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                                |
|---|------------|--------------------------------|
| ① | 平成29年4月17日 | 諮問の受理                          |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ | 同月27日      | 審議                             |
| ④ | 同年5月26日    | 審査請求人から意見書1を收受                 |
| ⑤ | 平成30年1月17日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月22日    | 諮問庁から補充理由説明書を收受                |
| ⑦ | 同年3月8日     | 審査請求人から意見書2を收受                 |
| ⑧ | 同月9日       | 審議                             |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、本件においては、計242頁の文書（本件対象文書）について、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする

一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の1に掲げる部分の開示等を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に関する文書であり、国税当局の決裁文書、国税当局から国税不服審判所に対する答弁書、国税不服審判所から国税当局に対する帳簿書類等留め置き証、特定法人が国税不服審判所に提出した反論書（1）等であると認められる。

(2) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求以前に、特定法人は、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定法人の上記アの不服申立てに対する裁決書については、本件開示請求以前に、法に基づく開示請求がされ、その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登録され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(3) この点について、当審査会において、諮問庁から上記（2）の裁決書の写し（不開示部分がマスキングされたもの）の提示を受けて確認したところ、当該裁決書のうち、①特定法人の従業員の氏名等、②特定法人以外の法人の名称、③特定法人と取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等、④特定法人の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が開示とされていることが認められた。

(4) 別紙の3に掲げる部分について

ア 番号8に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、当該部分に記載された情報は、本件国税関係審査請求に関し国税不服審判所が留め置いた国税当局の帳簿書類の返却に関する情報であって、当該部分を公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがある

るとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ その余の部分について

別紙の3に掲げる部分のうち上記アに掲げる部分以外の部分は、上記(2)の裁決書において開示されている情報と同内容の情報が記載された部分であって、これを公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれや、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(5) 4頁目、25頁目、103頁目、124頁目及び127頁目の審査請求年月日の記載並びに131頁目及び134頁目の審査請求書收受年月日の記載について

これらの部分に記載された情報は、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人の管理態勢に関する事業上秘匿すべき情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 1頁目ないし129頁目のうち上記(4)及び(5)に掲げる部分以外の不開示部分について

1頁目ないし129頁目は、本件国税関係審査請求に関し、国税当局から国税不服審判所に提出された答弁書、送付書及びそれらの提出に係る国税当局内部の決裁文書等並びに回答書の提出に係る国税当局の決裁文書等であると認められる。

ア 1頁目ないし3頁目、102頁目、125頁目及び126頁目の不開示部分、103頁目及び124頁目の文書受付印日付の部分並びに4頁目、25頁目、103頁目、124頁目及び127頁目の文書作成日付の部分について

当該部分に記載された情報は、これら文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税当局の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税当局の管理態勢の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当するため、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ １２８頁目及び１２９頁目の不開示部分について

当該部分には、国税不服審判所から処分庁に対して回答を求めた質疑事項等の情報及び当該質疑事項等に対する処分庁の回答案が記載されていることが認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、国税不服審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られるなどすることで、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、上記回答案が記載された部分からだけでも、その質疑事項等が容易に推測できることから、上記回答案が記載された部分についても、これを公にすることに上記のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当するため、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ その余の部分について

当該部分は、本件国税関係審査請求に関して国税当局が国税不服審判所に提出した答弁書、書類の目録及び国税当局が特定法人に対する課税処分等に係る調査の過程で収集又は作成した資料の具体的内容等であると認められる。

これらの部分に記載された情報は、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点及び範囲等の情報が記載されたものであり、また、特定法人の主張に対して、国税当局がどのような検討を行い、どのような意見

等を行ったかという本件国税関係審査請求における具体的な対応に関する情報などであって、税務調査や課税処分に対する審査請求におけるいわゆる手の内情報に該当するものと認められる。

そして、これらの情報は、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、当該部分が開示された場合、国税当局の着眼点や思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者において不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号イに該当するため、同条２号イ及び６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 131頁目ないし133頁目のうち上記（４）及び（５）に掲げる部分以外の不開示部分について

131頁目ないし133頁目は、本件国税関係審査請求に関し、国税不服審判所が国税当局に送付した帳簿書類等留め置き証並びにその別紙及び別表であると認められる。

ア 131頁目の文書作成日付、文書受付印日付及び帳簿書類の提出日付の部分並びに最下部左側の不開示部分について

これらの部分に記載された情報は、これら文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税不服審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当するため、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 133頁目の不開示部分について

これらの部分に記載された情報は、本件国税関係審査請求に関し国税不服審判所が留め置いた国税当局の帳簿書類の名称や冊数に関する情報であり、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている具体的な調査手法など調査の手の内が明らかとなることにより、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 134頁目ないし242頁目のうち上記(4)及び(5)に掲げる部分以外の不開示部分について

134頁目ないし242頁目は、本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁及び回答に対して特定法人が国税不服審判所に提出した反論書(1)並びに国税不服審判所から国税当局への当該反論書(1)の送付及び当該反論書(1)に対する意見書の提出の求めに係る書類等であると認められる。

ア 134頁目の文書作成日付の部分、文書受付印日付の部分及び意見書提出期限の日付の部分について

これらの部分に記載された情報は、国税不服審判所から国税当局への反論書(1)の送付及び当該反論書(1)に対する意見書の提出に係る書類の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税不服審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 136頁目のうち、最下部の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、本件国税関係審査請求に係る国税当局が国税不服審判所に提出した答弁書及び回答書の作成時期に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税当局の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、

かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税当局の管理態勢の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当するため、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ １３６頁目のうち、文書作成日付及び文書受付印日付の部分について

当該部分に記載された情報は、特定法人が国税不服審判所に提出した反論書（１）の文書作成日付、文書受付印日付に関する情報であると認められる。

これらの情報は、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人の管理態勢に関する事業上秘匿すべき情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法５条２号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法５条２号イに該当するため、同条６号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ その余の部分について

当該部分は、本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁及び回答に対して特定法人が国税不服審判所へ提出した反論書（１）の内容であると認められる。

これらの情報は、特定法人が本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁及び回答に対して反論するに当たり、どのような視点で、どのような資料等を収集して、どのように主張をしたかといった特定法人の本件国税関係審査請求における手法やノウハウ等に該当する情報であって、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記

(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定又は容易に推測することはできない情報であり、これを公にした場合、特定法人の争訟への対応能力等が明らかとなることによって、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書上、本件対象文書の一部の名称につき「-」と表記されているが、表題が付されていない、又は表題を不開示とすべき事情があったとしても、文書の内容を要約・抽象化して記載する方法によって、どのような文書が対象とされたのかを示し得る場合もあるのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意し、可能な範囲で適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙

### 1 審査請求人が開示等を求める部分

- ① 原処分の不開示理由②のうち、個人名と住所・法人における地位を除く部分の開示を求める。
- ② 原処分の不開示理由①及び③の部分の開示を求める。
- ③ 原処分の「不開示とした部分とその理由」について、情報を細分化した上でさらなる理由説明を求める。

### 2 原処分の不開示理由

- ① 当該不開示部分には、法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イにより不開示とする。  
また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。
- ② 当該不開示部分には、個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号により不開示とする。  
また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。
- ③ 当該不開示部分には、法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イにより不開示とする。  
また、税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に重大な支障を来すと認められることから法5条6号イにより不開示とする。

### 3 開示すべき部分

番号	頁	開示すべき部分
1	4	「1 事案の表示」の「(3) 審査請求に係る処分」のイないしハの不開示部分
2	5	5行目ないし14行目の不開示部分
3	25	「1 事案の表示」の「(3) 審査請求に係る処分」のイないしハの不開示部分
4	103	「1 事案の表示」の「(3) 審査請求に係る処分」のイないしハの不開示部分
5	104	5行目ないし14行目の不開示部分
6	124	「1 事案の表示」の「(3) 審査請求に係る処分」のイないしハの不開示部分
7	127	「1 事案の表示」の「(3) 審査請求に係る処分」のイないしハの不開示部分
8	131	最下部右側の不開示部分
9	132	不開示部分の全て
10	135	不開示部分の全て